

請願第 22 号 平成 22 年 11 月 29 日受理

件 名 国に対して「食料品をはじめ暮らしにかかわる消費税の軽減
に関する意見書」の提出を求める請願

請 願 者 熊谷市小島 654 - 9
熊谷民主商工会
会長 中村方敏 外 1 名

紹 介 議 員 林 真佐子、桜井くるみ、大山美智子

要 旨 別紙のとおり

付託委員会 総務文教常任委員会

【件 名】

国に対して「食料品をはじめ暮らしにかかわる消費税の軽減に関する意見書」
の提出を求める請願

【請願趣旨】

消費税は、これまで「社会保障のため」「国の財政再建のため」として導入され、増税されてきましたが、医療や年金、介護などの社会保障制度は後退に次ぐ後退で、同時に財政赤字も膨らみ続けています。

そもそも消費税は、所得の低い人ほど負担が重く、もっとも不公平な税金であり、景気を冷やす最悪の大衆課税です。このことからして、消費税の増税が「貧困と格差」をいっそうひどくし、景気悪化に拍車をかけることは明瞭です。

社会保障の財源を確保し、国の財政を再建するには、下げすぎた法人税や所得税の最高税率を元に戻すなど、税金の集め方を改革し、莫大な予算をつぎ込む大型開発のムダを削るなど、税金の使い道を福祉と国民の暮らし優先に変えることが必要です。

国民の暮らしと家計は、今でも収入が減少し続ける一方、医療・年金・介護などの負担は増え、耐え難い状況になっています。

私たちは、景気を回復軌道にのせ、国民と暮らし・家計を守る立場から、国民を元気にするためにも緊急に食料品など、暮らしにかかわる消費税を軽減することを強く求めます。

よって以下の事項について、国に意見書を提出することを請願します。

【請願事項】

国に対して、食料品をはじめ暮らしにかかわる消費税の軽減を求める意見書を提出してください。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願致します。

請願第 23 号 平成 22 年 11 月 30 日受理

件 名 国に対して「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再
使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を
求める請願

請 願 者 熊谷市柿沼 873 - 11
生活クラブ生活協同組合熊谷支部
代表者 表野 恵理子

紹 介 議 員 滝沢 肇、松岡兵衛、加藤恒男

要 旨 別紙のとおり

付託委員会 福祉環境常任委員会

【件 名】

国に対して「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める請願

【請願趣旨】

容器包装リサイクル法(「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」)は、1995年に容器包装ごみをリサイクルするために制定されました。その後、法附則第三条に基づいて、2006年に一部改正されたのですが、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目もの附帯決議が採択されたことに示されるなど、多くの課題を抱えたままの成立となりました。

このため、ごみ排出量は“高止まり”のまま、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装が未だに使われているのが実態です。

根本的な問題は、自治体が税金で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約9割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ(誘因)が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方についての不公平感が高まっているのです。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められています。諸外国の先進的な取り組みでは、「ホテル等での使い捨て用品の無償提供禁止」や「ペットボトル入の飲料水の調達を禁止」する自治体が登場しています。

我が国においても、一日も早く持続可能な社会へ転換するため、下記の事項について請願致します。

【請願事項】

地方自治法第99条の規定に基づき、次の事項を基本とする『容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書』を、国会及び関係行政庁に提出すること。

- 1 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化する。
- 2 リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)を促進するため、次のような

様々な制度を法制化する。

レジ袋など使い捨て容器の無料配布を禁止し、リユース容器の普及を促す。

リサイクルできる分別収集袋やクリーニング袋等も、容器包装リサイクル法の対象に加える。

3 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制度化する。

以上、地方自治法第 124 条の規定によりお願いいたします。

請願第 24 号 平成 22 年 11 月 30 日受理

件 名 国に対して後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出
を求める請願

請 願 者 熊谷市箱田 5 - 2 - 8
全日本年金者組合埼玉県本部熊谷支部
支部長 柴田 董

紹介議員 高橋 初、林 真佐子、大山美智子

要 旨 別紙のとおり

付託委員会 市民産業常任委員会

【件 名】

国に対して後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出を求める請願

【請願趣旨】

年齢によって差別する世界に例のない後期高齢者医療制度が08年4月から実施されました。

後期高齢者医療制度については、医療内容の低下、保険料の引き上げ、年金からの天引き、保険料を払えない高齢者は保険証を取り上げられるなど、高齢者の健康と暮らしに重大な影響を及ぼしており、同制度に対する怒りが広がっています。

もともと、同制度は自民・公明の連立政権の時に実施されたもので、これに対し、当時、民主党をはじめ4野党一致で廃止することを国民に約束していました。

しかし、民主党政権は同制度の廃止を2013年までに先送りし、保険料値上げを防ぐ手だても取らず、二重の公約違反で、高齢者に痛みを押し付けています。また、8月末に厚生労働省が新しい高齢者医療制度の「中間とりまとめ」を発表しましたが、高齢者を国保に集めて「別勘定」の制度をつくるなど、国保に戻すといいながら、別枠を残す欺瞞的な内容です。これでは国民が安心できる医療制度とはなっていません。

よって、貴議会として、後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、もとの老人保健制度を復活させ、将来の医療制度の設計については、いつでも、どこでも平等に受けられるよう持続可能な医療制度を改めて作り直すことなど、下記の事項について国へ意見書を提出されるよう強く要請します。

【請願事項】

- 1 後期高齢者医療制度はすみやかに廃止し、もとの老人保健制度に戻すこと。
- 2 保険料の負担増が生じないよう、国民健康保険への国庫負担を増やすことなど必要な財政措置を講ずること。
- 3 70歳から74歳の高齢者の医療費窓口負担を原則1割にすること。
- 4 国庫負担を増やし、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担をなくすこと。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

請願第 25 号 平成 22 年 11 月 30 日受理

件 名 国に対して最低保障年金制度の実現を求める意見書の提出を
求める請願

請 願 者 熊谷市箱田 5 - 2 - 8
全日本年金者組合埼玉県本部熊谷支部
支部長 柴田 董

紹介議員 高橋 初、林 真佐子、大山美智子

要 旨 別紙のとおり

付託委員会 市民産業常任委員会

【件 名】

国に対して最低保障年金制度の実現を求める意見書の提出を求める請願

【請願趣旨】

高齢化がすすむなかで、お年寄りの年金はどんどん引き下げられ、安心して老後を送ることができなくなっています。無年金者や低年金者はますます増えており、生活保護受給者をふくめ、これらの人々に憲法で保障された最低生活を保障することは緊急の課題となっています。

民主党政権が基本7項目を中心とした新年金制度構想を提起し、国民からの意見を求めています。しかし、政府の「新年金制度に関する検討会」の中間まとめでは、現在の無年金者や低年金者は制度の埒外に置くことや、財源を消費税に求めるなど、多くの問題点を含んでいます。

私たち高齢者は、所得の低い人に負担が重くなる消費税に財源を求めるのではなく、全額国庫負担による最低保障年金制度をただちに制定するよう強く要求します。

貴議会として、下記事項について国へ意見書を提出されるよう強く要請します。

【請願事項】

- 1 財源を消費税によらず、現在の無年金・低年金者に適用する最低保障年金制度をただちに制定すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

請願第 26 号 平成 22 年 11 月 30 日受理

件 名 国に対して高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める
意見書の提出を求める請願

請 願 者 熊谷市箱田 5 - 2 - 8
全日本年金者組合埼玉県本部熊谷支部
支部長 柴田 董

紹介議員 高橋 初、林 真佐子、大山美智子

要 旨 別紙のとおり

付託委員会 市民産業常任委員会

【件 名】

国に対して高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の提出を求める請願

【請願趣旨】

高齢者の所在不明が次々と報告され、大きな社会問題となっています。背景に高齢者の貧困があることが指摘されています。この10年間、年金は三度引き下げられました。他方、所得税・住民税の増税や、低所得高齢者の住民税非課税措置の廃止などが高齢者の生活を脅かしています。とりわけ無年金・低年金者の生活はきびしく、安心して老後を送ることができなくなっています。憲法で保障された最低生活を保障することは緊急の課題となっています。

現在、無年金者は100万人をこえ、低年金者はその何倍にもものぼります。国民年金の受給者も苦しい暮しを強いられています。国民年金保険料の納付率も60%前後まで低下し、将来の無年金・低年金者の増加が懸念されています。

全国の高齢者から「少ない年金から天引きされ生活できない」「誰も頼る人がいない。生活保護を受けるしかない」「蓄えも底をついた。将来が不安だ」など、切実な声が寄せられています。

私たちは「消費税によらない最低保障年金制度」をめざしていますが、制度が実現するまで、膨大な無年金・低年金者を放置することはできません。

私たちは、ただちに無年金・低年金者の生活を保障する「支援金」を支給することを強く要求します。2010年の『物価指数』が低下したとしても、年金減額改定は凍結すべきです。

貴議会として、国に対し下記事項についての意見書を提出されるよう要請します。

【請願事項】

- 1 無年金・低年金者に「生活支援金」を支給すること。
- 2 消費者物価指数が下がっても2011年度の年金は引き下げないこと。
- 3 高齢者の生活実態に見合う年金の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

請願第 27 号 平成 22 年 11 月 30 日受理

件 名 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への加入に反対する
意見書を国に提出することを求める請願

請 願 者 熊谷市押切 2540 - 2
埼玉県農民運動連合会
会長 立石 昌義

紹介議員 高橋 初

要 旨 別紙のとおり

付託委員会 市民産業常任委員会

【件 名】

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への加入に反対する意見書を国に提出することを求める請願

【請願趣旨】

政府は11月15日、経済連携に関する閣僚委員会を開きＡＰＥＣの経済統合構想「アジア太平洋自由貿易圏（ＦＴＡＡＰ）」と経済連携協定（ＥＰＡ）推進のための閣僚会合を設置することを決めました。

ＴＰＰは、原則としてすべての品目の関税を撤廃する協定で、農水省試算でも、わが国の食料自給率は40%から14%に急落し、米の生産量は90%減、砂糖、小麦はほぼ壊滅します。農業生産額4兆1千億円、農業の多面的機能3.7兆円喪失、実質ＧＤＰが7.9兆円、雇用が340万人減少するとしています。

このように、重要な農産物が例外なしに関税が撤廃されれば日本農業と地域経済、国民生活に与える影響は極めて甚大であり、国民の圧倒的多数が願っている食料自給率の向上とＴＰＰ交渉への参加は絶対に両立しません。

いま、求められることは、食料をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食料需給に正面から向き合い、40%程度にしか過ぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことだと考えます。

以上の主旨から、下記の事項について意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

【請願事項】

- 1 「環太平洋戦略的経済連携協定」（ＴＰＰ）に参加しないこと。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

請願第 28 号 平成 22 年 12 月 1 日受理

件 名 国に対して、「子ども・子育て新システムの基本制度要綱」に基づく保育制度改革の安易な導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願

請 願 者 熊谷市三ヶ尻 6338 - 2
熊谷市私立保育園園長会
会長 高田 澄枝

紹介議員 滝沢 肇、磯崎 修

要 旨 別紙のとおり

付託委員会 福祉環境常任委員会

【件 名】

国に対して、「子ども・子育て新システムの基本制度要綱」に基づく保育制度改革の安易な導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願

【請願趣旨】

現在、平成 22 年 6 月 29 日「少子化社会対策会議」において決定されました「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づき、国において新たな保育制度が検討されていますが、この新システムにおいて、福祉はサービスの言葉に置き換えられ、介護保険制度をモデルとした直接契約・直接補助方式の導入などの保育改革に加え、幼保一体化や最低基準の地方条例化、また市場原理の導入による保育の産業化を十分な議論もないまま安易に推し進めようとしています。

現行保育制度は、児童福祉法第 24 条において国や市町村の保育に対する実施義務・公的責任が明確にされ、最低基準により保育の質が全国に等しく保障され、保育料も保護者の所得格差が、子どもの保育の処遇格差に繋がらない様、応能負担となっております。

新システムでは、国の責任を大幅に後退させ保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況や所得格差により子どもが受ける保育の処遇格差が生じることになりかねません。また、成り立ちや運営形態の異なる幼稚園と保育園との一体化に対して拙速な結論を出すことは、現場のみならず利用者や社会にも大きな混乱を招きます。市場原理に基づく保育の産業化により保育の質の低下、保護者負担の増加、保育従事者の処遇低下などを引き起こすだけでなく、運営の不安定化による利用者の不安を増大させるものであります。

安定した環境下において安定した上質な保育の提供こそが、子どもたちの健やかな育ちや安心につながるからです。

【請願事項】

- 1 「子ども・子育て新システムの基本制度要綱」の安易な導入に反対し、現行保育制度の拡充を求めます。

公的責任の後退・保育を産業化する「子ども・子育て新システムの基本制度要綱」の安易な導入に反対すると共に、児童福祉として子どもの健やかな育ち

を保障し、子育て家庭への支援を積極的に行うことを求めます。また、家庭の経済格差に対するセーフティネットとしての機能も含めた安定した環境下における保育制度の充実を図り、地域の特性に応じ待機児童の多い都市部においては地域特区を導入するなど解消に努めると共に、人口減少地域でも質の高い安定した保育の提供ができる環境の確保等、国と地方自治体の責任で保育・子育て支援を拡充していただきたく請願致します。

貴議会におかれましては、上記の趣旨を理解され、請願事項に沿った意見書を国に対して提出していただきたく、お願い申し上げます。

以上、地方自治法第124条の規定により、請願いたします。